

様式 1

事 業 報 告 書  
(自 令和 5 年 9 月 1 日 至 令和 6 年 8 月 31 日)

1 医療法人の概要

(1) 名 称 医療法人みらい

- ①  財團  社團 (  出資持分なし  出資持分あり )  
②  社会医療法人  特定医療法人  出資額限度法人  
 その他  
③  基金制度採用  基金制度不採用

(2) 事務所の所在地 滋賀県草津市追分一丁目 4 番 25-1 号

(3) 設立認可年月日 令和 1 年 9 月 9 日

(4) 設立登記年月日 令和 1 年 9 月 12 日

(5) 役員及び評議員

	氏 名	備 考
理事長	間山 健太郎	といやまこどもクリニック管理者
理事	間山 裕佳子	
理事	間山 仁美	
理事	高田 亜希子	南草津こどもクリニック管理者
理事	高橋 晴代	
監事	人見 圭一朗	

2 事業の概要

(1) 本来業務

種 類	施設の名称	施設の医療機関コード	開 設 場 所	許可病床数
診療所	といやまこどもクリニック	2510602663	滋賀県草津市追分一丁目 4 番 25-1 号	_____
診療所	南草津こどもクリニック	2510602796	滋賀県草津市野路町 1 丁目 6-5	_____

(2) 当該会計年度内に社員総会又は評議員会で議決又は同意した事項

令和 05 年 10 月 25 日 令和 4 年度の決算の決定等

令和 06 年 8 月 30 日 令和 5 年度の事業計画及び収支予算の決定

## 様式 2

法人名 医療法人みらい  
 所在地 滋賀県草津市追分一丁目4番25-1号

※医療法人整理番号 0 0 5 2 5

財 产 目 錄  
 (令和 6年 8月31日現在)

1. 資 产 额	313,680 千円
2. 負 債 额	80,395 千円
3. 純 資 产 额	233,284 千円

(内 訳)

(単位 : 千円)

区 分	金 額
A 流動資産	241,380
B 固定資産	72,299
C 資産合計 (A+B)	313,680
D 負債合計	80,395
E 純資産 (C-D)	233,284

土地及び建物について、該当する欄の□を塗りつぶすこと。

土 地 (□ 法人所有 ■ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))
建 物 (■ 法人所有 □ 貸借 □ 部分的に法人所有(部分的に貸借))

## 様式3-2

法人名 医療法人みらい  
 所在地 滋賀県草津市追分一丁目4番25-1号

※医療法人整理番号 0 0 5 2 5

貸 借 対 照 表  
 (令和6年8月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
I 流動資産	241,380	I 流動負債	29,345
II 固定資産	72,299	II 固定負債	51,050
1 有形固定資産	18,744	負債合計	80,395
2 無形固定資産	9,417	純資産の部	
3 その他の資産	44,137	科目	金額
		I 基金	15,000
		II 積立金	218,284
		(うち代替基金)	(0)
		III 評価・換算差額等	0
		純資産合計	233,284
資産合計	313,680	負債・純資産合計	313,680

## 様式4-2

法人名 医療法人みらい  
 所在地 滋賀県草津市追分一丁目4番25-1号

※医療法人整理番号 0 0 5 2 5

損 益 計 算 書  
 (自 令和5年9月1日 至 令和6年8月31日)

(単位:千円)

科 目	金 額
I 事業損益	
A 本来業務事業損益	
1 事業収益	303,887
2 事業費用	236,609
本来業務事業利益	67,278
B 附帯業務事業損益	
1 事業収益	0
2 事業費用	0
附帯業務事業利益	0
事業利益	67,278
II 事業外収益	3,236
III 事業外費用	243
経常利益	70,271
IV 特別利益	0
V 特別損失	1,233
税引前当期純利益	69,038
法人税等	18,297
当期純利益	50,741

# 監事監査報告書

医療法人みらい

理事長 間山 健太郎 様

私は、医療法人みらいの令和5年会計年度（令和5年9月1日から令和6年8月31日まで）の業務及び財産の状況等について監査を行いました。その結果につき、以下のとおり報告いたします。

## 監査の方法の概要

私は、理事等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本部及び主要な施設において業務及び財産の状況を調査し、事業報告を求めました。また、事業報告書並びに会計帳簿等の調査を行い、計算書類、すなわち財産目録、貸借対照表及び損益計算書の監査を実施しました。

## 記

## 監査結果

- 事業報告書は、法令及び定款に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- 会計帳簿は、記載すべき事項を正しく記載し、上記の計算書類の記載と合致しているものと認めます。
- 計算書類は、法令及び定款に従い、損益及び財産の状況を正しく示しているものと認めます。
- 理事の職務執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

令和6年10月23日

医療法人みらい  
監事 人見 圭一朗